

カスタマーハラスメント対策研修

主催 石川産業保健総合支援センター
(一社)石川県経営者協会

カスタマーハラスメント(以下「カスハラ」といいます。)が社会問題化しているなか、令和7年6月雇用主にカスハラ対策を義務づける法律が成立しました(令和8年10月施工予定)。本セミナーにおいては、カスハラが社会問題化した背景、カスハラの定義、カスハラ対策の必要性及び裁判例を通して企業が取り組むべきカスハラ対策について考えたいと思います。

講師プロフィール

1995年 司法試験合格
1998年 弁護士登録
金沢弁護士会前会長
石川労働局紛争担当参与
石川県労働委員会 会長
石川産業保健総合支援センター相談員

日 時	令和8年2月17日(火) 14時00分～15時30分
会 場	金沢商工会議所会館2F 大会議室 金沢市尾山町9-13
講 師	高木 利定 氏 高木法律事務所 弁護士
定 員	30名

参加費 無 料

◎申込方法 申込書にご記入のうえ、
下記宛 2月14日までにお申込みください。
(一社)石川県経営者協会
TEL 076-232-3030 FAX 076-231-0228
下記からも受け付けしております。
<https://www.ishikawakeikyo.or.jp/>



カスタマーハラスメント対策研修(2/17)受講申込書

令和 年 月 日

会社名	連絡責任者	TEL
FAX	e-mail	
ふりがな	役職・部署	
氏 名		

本申込書に記載された個人情報につきましては、セミナー運営のみに利用いたします。